

プレビュー 令和6年度平塚市青少年奨学金返還支援金事業 認定申請受付

令和6年度平塚市青少年奨学金返還支援金事業認定申請受付

対象となる方の要件（認定申請時点）及び欠格事項

次の要件ア～カのすべてを満たす方が対象となります。
ただし、欠格事項に該当する場合は対象外となります。

- ア 29歳以下の方（令和7年3月末時点）
- イ 大学等を卒業していること
- ウ 大学等の在学中に、本人名義で奨学金の貸与を受け、自ら返済をしている方
- エ 令和6年の1月1日現在において平塚市の住民基本台帳に記録されていること
- オ 令和7年の1月1日から起算して、定住を5年以上継続する意思がある方
- カ 市内企業等に常勤の従業員等として就業していること又は自営業者であること

欠格事項

- ・ 公務員として就職している場合
- ・ 暴力団員の場合
- ・ 就業内容が公序良俗に反するものである場合

申請者情報

申請者の情報を入力してください。

申請者の氏名 必須

氏： 名：

申請者の氏名（フリガナ） 必須

氏 名

申請者の郵便番号 必須

半角数字で入力してください。

郵便番号

申請者の住所 必須

住所

申請者の生年月日 必須

年 月 日

申請者の電話番号 必須

半角数字で入力してください。
ハイフン（-）は省略してください。

電話番号

添付資料

次のアからカまでの書類をPDFまたは写真撮影した画像データ（内容が鮮明にわかるもの）で提出してください。

ア 平塚市青少年奨学金返還支援金交付対象者認定申請書（第1号様式）

添付ファイル

必須

平塚市ウェブでダウンロードしてください。

イ 誓約書（第2号様式）

添付ファイル

必須

平塚市ウェブでダウンロードしてください。

ウ 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類の写し

添付ファイル

必須

例：奨学生証、貸与決定通知書等

エ 大学等を卒業していることを証明する書類の写し

添付ファイル

必須

例：学位記、卒業証明書

オ 住民票の写し

添付ファイル

必須

令和6年1月1日現在において平塚市の住民基本台帳に登録されていることがわかるもの

カ 在職証明書（第3号様式）又は自営業申立書（第4号様式）

添付ファイル

必須

認定申請日までに就業していることがわかるもの
(自営業者の場合は認定申請日までに事業を開始していること)

添付書類

必須

添付した書類にチェックをつけてください。

- ア 平塚市青少年奨学金返還支援金交付対象者認定申請書（第1号様式）
- イ 誓約書（第2号様式）
- ウ 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類の写し
- エ 大学等を卒業していることを証明する書類の写し
- オ 住民票の写し
- カ 在職証明書（第3号様式）又は自営業申立書（第4号様式）

入力は以上です。下記の内容を確認後、「確認へ進む」を押してください。

- ・入力内容に誤りはありませんか？
- ・添付書類に不足はありませんか？
- ・写真撮影した画像データは、内容が鮮明にわかりますか？

閉じる

●●各手続の手続内容に関するお問合せ●●
各手続の担当課にお問い合わせください。
(お問合せ先は、各手続き申込画面の「手続き説明」を御参照ください。)

●●電子申請システムの操作に関するお問合せ●●
サポートの「よくあるご質問」を御確認いただき、
それでもシステム操作に係る不明点が解決しない場合は、
次のコールセンターにお問い合わせください。
【システム操作に関するお問合せ先（コールセンター）】
固定電話：0120-464-119（フリーダイヤル）
携帯電話：0570-041-001（有料）
（平日 9：00～17：00 年末年始除く）

WEBフォーム：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142034-u/inquiryForm/inputInquiryForm_initDisplay.action（原則24時間）
FAX：06-6455-3268（原則24時間）

※FAXによるお問合せは、次の項目を必ず御記入ください。
「氏名」「連絡先」「利用環境（OS/ブラウザ）」「申請・届出先自治体名」
これらの記載がない場合、お問合せに回答できない場合があります。
※本コールセンターでは、システム操作に係るお問合せ以外には対応できません。
手続内容に係る問合せについては、各手続の所管課にお問い合わせください。
(お問合せ先は、各手続き申込画面の「手続き説明」を御参照ください。)

神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会
(e-KANAGAWA)
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0108/e-kanagawa/>
【各手続の事務的な内容に関するお問合せ先】
各手続の担当課にお問い合わせください。